

18 東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成21年11月13日、広島県東広島市の住民1人から、自動車部品等製造会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が操業する工場から発生する騒音により、申請人は睡眠障害などの健康被害が生じたとして、被申請人に対し慰謝料等合計800万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の12第3項の規定に基づき、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日(いずれも現地期日)を開催するとともに、平成22年5月17日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年3月22日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成21年(セ)第8号

東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、800万円を支払え。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要及び当事者の主張

本件は、被申請人が操業する工場から騒音及び低周波音が発生したことにより、近隣に居住する申請人が健康被害、重圧感、圧迫感等の不快感に伴う精神的苦痛を受け、住居の移転を余儀なくされ財産的損害を被ったと主張して、申請人が被申請人に対し、不法行為に基づき、損害の一部である800万円の賠償を求めた事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件
一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」中の「終結した公害紛争事件」と
進み、該当する事件を参照)